

議案第19号

天理市学童保育条例の一部改正について

天理市学童保育条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市学童保育条例の一部を改正する条例

天理市学童保育条例（平成15年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

井戸堂学童保育所	天理市西井戸堂町399番地3
----------	----------------

を

」

「

井戸堂第一学童保育所	天理市西井戸堂町399番地3
井戸堂第二学童保育所	天理市西井戸堂町310番地

に、

」

「

二階堂学童保育所	天理市二階堂南菅田町640番地
----------	-----------------

を

」

「

二階堂第一学童保育所	天理市二階堂南菅田町640番地1
二階堂第二学童保育所	天理市二階堂南菅田町640番地1

に

」

改める。

第8条第1項第1号中「午後5時」を「午後6時」に改め、同項第2号中「午前9時から午後5時まで」を「午前8時から午後6時まで」に改め、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、午後7時まで開所時間を延長することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第8条の次に次の1条を加える。

(延長保育の利用の要件)

第8条の2 前条第2項の規定により延長した時間における保育（以下「延長保育」という。）を利用できる児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 保護者が労働等により延長保育の時間に不在となる家庭の児童
- (2) 市長が特に必要があると認める児童

2 前項に規定する児童の保護者は、当該児童が延長保育を利用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第11条を次のように改める。

(利用料金の額)

第11条 前条第1項の規定により指定管理者が徴収する利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第8条第1項に規定する時間における利用料金 出席日数にかかわらず児童1人につき月額5,000円を超えない範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額。ただし、同一世帯から2人以上の児童を同時に入所させている場合は、2人目以降の児童については、1人につき月額2,500円を超えない範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額
- (2) 延長保育の時間における利用料金 児童1人につき30分当たり200円を超えない範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。